

官記書報會

贈呈

2012
No.32

- 座談会 書記官の座談会
- 座談会 最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会
- インタビュー 行政局へのインタビュー
- 実務研究 / 民事 大阪地方裁判所医事部における医事関係訴訟事件の
書記官事務を中心とした審理充実事務について
- 情報コーナー IT mall (あいていい・もーる) (第21回)

最高裁判所図書館



1 0 0 1 0 5 2 8 1

日本裁判所書記官協議会



◎ 巻頭言	1
◎ 座談会	
書記官の座談会	3
最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会	53
◎ インタビュー	
行政局へのインタビュー	88
◎ 実務研究 / 民事	
大阪地方裁判所医事部における医事関係訴訟事件の 書記官事務を中心とした審理充実事務について	102
◎ 情報コーナー	
IT mall (あいていい・もーる) [第21回]	情報政策課 160
◎ 本部と支部の交流だより	
平成23年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約)	167
本部だより	170
支部の講演会	172

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成24年6月1日(金)
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所

総務局 第一課長 小野寺 真也
同 第二課長 大須賀 寛之
同 第三課長 植村 直樹
人事局 給与課長 朝倉 佳秀
同 参事官 永田 浩昭
情報政策課参事官 中尾 彰

日本裁判所書記官協議会

会 長 佐藤 満
副 会 長 小林 進
副 会 長 萩原 篤志
事務局 長 古瀬 光彰
総務部 長 古見 邦広
経理部 長 金井 繁昌
企画調査部長 永井 英雄
企画調査部員 森本 暁史

テ ー マ

- 1 東日本大震災への対応状況について
災害時における事件の進行と書記官事務
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 判決原本等の国立公文書館への移管について
 - (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況と書記官事務の状況等について

- (3) 家事・少年関係
 - ア 最近の家事事件の動向，書記官事務の状況等について
 - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
 - ウ 最近の少年事件の動向，書記官事務の状況等について
- 3 書記官事務に関するその他の動向等について
 - (1) 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について
 - (2) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの運用状況等について
 - イ デジタル録音機の整備等について
 - (3) 今後の認証等用特殊用紙の導入計画
 - (4) 適正な事務の確保について
- 4 これからの書記官の在り方について
 - 裁判手続において書記官事務が本来果たすべき役割と書記官の職務意識等について
- 5 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級以下関係
 - ウ 官職増設関係
- 6 書記官の任用上の問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官等のポストの増設について
 - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - ウ 他官庁への出向状況等について
 - (3) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション，キャリアアップについて
 - (4) 再任用の実施状況等について
 - (5) 産前・産後休暇，育児休業制度における代替要員の確保について
 - (6) 女性書記官の管理職登用について
- 7 メンタルヘルスについて
- 8 システム開発等と書記官事務について
 - (1) 裁判所における情報化の状況と課題について
 - ア 情報システムの全体最適化
 - イ 情報セキュリティ水準の向上

- ウ 災害等に強い情報システムの構築等
- (2) 情報化を推進する人材の育成について
- (3) MINTAS の稼働状況と導入予定について
 - ア MINTAS の稼働状況
 - イ MINTAS の改修
 - ウ 高裁への MINTAS の導入
- (4) KEITAS の稼働状況と導入予定について
 - ア KEITAS の稼働状況
 - イ 平成24年度の導入展開予定
 - ウ 導入支援
- (5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
- (6) 調停委員出勤管理プログラム（以下「出勤P」という。）の稼働状況について
- (7) J・NET ポータルの充実について
- (8) 標準ワープロソフトの移行について
- (9) 統計報告について
- (10) 情報セキュリティの職員への意識付けについて

古瀬事務局長

本日は、お忙しい中、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から座談会を始めさせていただきます。開催に当たり、当協議会の佐藤会長から御挨拶申し上げます。

佐藤会長

本日は、この座談会に総務局から小野寺第一課長、大須賀第二課長、植村第三課長、人事局から朝倉給与課長、永田参事官、情報政策課から中尾参事官に御出席いただきました。

この座談会は、日本裁判所書記官協議会に組織が変わってから7回目となります。昨年は、東日本大震災の影響で、中止となったのですが、座談会に代えて日本書協からの質問にペーパーでお答えいただき、その結果を会報書記官28号に掲載させていただきました。改めて御礼申し上げます。

本日は皆様方の御配慮により、2年ぶりに座談会を開催させていただき運びとなりましたことは、私どもとしては誠に喜ばしいこととあります。皆様方に



佐藤会長

は、大変御多忙であるにもかかわらず、貴重な時間を割いて、再びこの座談会に御出席いただきましたことに感謝申し上げます。また、平素から日本書協の諸活動に御理解と多大なお力添えをいただいておりますことにも、この機会をお借りして、厚くお礼申し上げます。

座談会の結果は、毎年、7月に発行する会報書記官に掲載しているところですが、最高裁の事務総局で取り組まれている各種施策について、わかりやすく、タイムリーにお話ししていただくことで、裁判所の抱える課題や施策等について、よく理解できるということとこの座談会の結果が掲載される7月号を心待ちにしているという会員の声もよく聞かれるところです。この座談会は、前身の全国裁判所書記官協議会時代を含めると、既に40年を超える歴史がある座談会であり、日本書協の毎年の行事の中でも大変重要な企画と位置づけております。私自身もかつて、若い頃、この座談会の結果を読み、田舎の遠い空から、最高裁はこんなことをやっているのか、ふむふむと、多くのことを理解させていただいた記憶が蘇ってきます。毎年、ていねいに最新のお話をさせていただいているところであり、各局における御負担も大変重いものとなっているのではないかと推察しておりますが、会員の期待をお酌み取りいただき、今年も、是非、様々なお話をお伺いできればと思っております。

さて、昨年、東日本大震災から既に1年以上経過しております。被災の大きさ、原発事故等、その影響はまだ人々の心に大きく残っているところではありますが、各地から、ようやく復興に向けた動きが伝わってくるようになったように思います。裁判所におきましては、事務総局において被災地との連携に意を用い、全面的に支援していただいたことや、各地の書記官等も含めて御尽力していただいた結果、裁判所機能が損なわれることなく維持することができたのではないかと考えております。震災関連の事件動向がどうなるか予断を許さないところではありますが、各地の書協会員のみなさんも被災地住民の方々の立場で種々努力されているという話も伺っております。仙台高裁地区支部においては、震災関連の書記官事務について座談会を開いていただいております。そのような様子もいずれ会報書記官で御紹介できるのではないかと考えております。

裁判員制度については、現在3年目の検証の時期を迎えて、マスコミ上ではいろいろ取り上げられております。昨年、大法廷判決により、裁判員制度についての制度論は収まり、裁判員制度を含めて、司法制度改革により実施された各種制度改革は、現在、ある程度定着して来ているのではないかと思います。これらの制度改革により書記官の職務分野が拡大し、役割も拡大してきているところではありますが、書記官に関する各種の施策等を実施していただくこと等にもより、概ねその役割を果たしてこれたのではないかとと思われるところです。しかしながら、私ども、最高裁で上告記録等を見せていただいておりますと、書記官の職務意識等に若干の不安を持たざるをえないような事務が見られるところもあります。そのような状況の中で、全国の書記官事務の質を向上させていくために、日本書協

の本丸でもある実務研究を更に充実させて行くべく、現在、全国の高裁地区ごとに代表を出していただいて、全国レベルでの共同実務研究を実施する方針のもとに、現在具体的な枠組み作りと、テーマの選定等の作業に入っております。最終的には総会において事業方針を承認していただく必要があるのですが、1月から3月に実施しました各高裁地区の支部交流会では大枠について賛同をいただいたところです。このような庁を超えて書記官が共同で実務研究を行い、そのような研究結果を提供していくことで、書記官の職務意識を向上させ、均質な共通の理解に立った書記官事務を行っていくことを少しでも実現していけたらと思っているところです。このような取組については、是非、皆様方の御支援を賜りたいところでもあります。

また、3月には、家庭裁判所の書記官により、家事事件手続法の施行を前にして、家裁の窓口における当事者対応に関する書記官事務について意見交換を行いました。各地の書記官のみなさんが、よく考えて当事者対応している様子について、予定時間をかなりオーバーするほど、活発に意見交換をしていただき、心強く思ったところであります。

本日は、最高裁判所において書記官に関する施策を多く実施していただいている事務総局各局課において、現在まさに実施されている、又は企画検討されている各種の施策等について、それこそホットなところをお聞かせいただければと思っております。日本書協の会員数は最近若干減少してきておりますが、それでも8000人をちょっと下回るくらいで、書記官の相当数が加入しているものと思っております。私どももこれらの書記官が、裁判所が司法機能を適正迅速に果たしていく上で、裁判官と共にその役割を適切に果たし、よりよい書記官事務を行っていくことができるよう、先ほど申し上げました共同実務研究を始めとして、各種の事業を行っていきたいと考えております。

本日は書記官の元気の出るお話を伺えることを楽しみにして開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

古瀬事務局長

これからの進行は、永井企画調査部長にお願いいたします。

1 東日本大震災への対応状況について

災害時における事件の進行と書記官事務

永井企画調査部長

東日本大震災から1年あまりが経過しましたが、現在の状況はいかがでしょう。

小野寺総務局第一課長

東日本大震災の発生から1年あまりが経過しました。被災後の厳しい状況の中、被災庁の職員をはじめ



小野寺総務局第一課長

とする関係職員の懸命の努力によって、事務移転を行っている福島富岡簡裁を除き、概ね従前の事務処理態勢を回復させることができました。

被災庁における発災後の事件処理については、被災地のライフラインの復旧状況、公共交通機関の復旧状況等を見極めながら、裁判体において、期日の延期、変更等の要否を速やかに判断し、かつ、書記官において必要な事務処理を迅速に行うなどして、刻々と変わる状況に適切に対応してきました。

また、被災地における事件動向としては、人口の流出や経済活動の回復状況を反映してか、民事関係事件が大幅に減少している一方、身分関係、相続あるいは後見関係の家庭裁判所関係事件は増加しています。このような動向を踏まえ、震災に関連する法的紛争を抱えた被災者への対応の一環として、地家裁の各種裁判手続の窓口を一本化するなどの取組も行われました。

最高裁判所としても、震災発生後、事件処理ホットラインの設置、東日本大震災に関する事件処理のQ & Aの配布等を行い、被災庁における事件処理の支援に努めてきたほか、被災者支援策の一環として行われた、東日本大震災により債務超過となった法人に対する破産手続開始決定の留保（※1）、同震災に起因する民事紛争に関する調停申立手数料の納付免除（※2）、相続放棄申述期間の延長（※3）、東日本大震災関連義援金等への差押禁止（※4）を内容とする立法措置等への対応として、その都度、法律の内容等について周知を図るとともに、参考資料として「民事調停事件の受付事務等Q & A」を配布するなどしました。

※1 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（3月13日施行）

※2 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」（6月1日施行）

※3 「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（6月21日施行）

※4 「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」（8月30日施行）

「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（8月30日施行）

今後とも、裁判所全体が被災地における事件等の動きを注視し、適切かつ機動的に対応していくことが求められていると考えています。

佐藤会長

被災地を抱える裁判所に対する態勢整備等でお話いただけることはありますか。

大須賀総務局第二課長

被害の大きかった沿岸部に所在する庁を中心に、書記官等の増配置を行ったほか、震災対応窓口の設置や窓口のワンストップ化のように、当事者の利便性を図る措置をとりまし

た。今後とも事件動向等を注視しながら、必要な態勢整備に努めたいと考えています。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について

永井企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせ下さい。

(ア) 最近の民事事件の動向

小野寺総務局第一課長

最近の民事事件の事件数の動向について、平成23年の全国の新受件数は、全体として平成22年に引き続き減少しています。

近年増加傾向にあった地方裁判所の訴訟事件（21万2597件、前年比－約11%）及び簡裁の訴訟事件（54万0932件、前年比－約10.6%）は、平成21年をピークに減少に転じたと言ってよい状況にあるものと思われます。一方で、平成22年に大きく増加した簡裁及び地裁の控訴提起事件は、平成23年も簡裁の控訴提起事件（1万3727件、前年比－約0.1%）及び地裁の控訴提起事件（1万7259件、前年比－約3.4%）ともに高水準のままほぼ横ばいで推移しています。この点については、地方裁判所の訴訟事件及び簡裁の訴訟事件ともに、事件種類として「金銭のその他」の件数が減少し、控訴事件の事件種類としては「金銭のその他」が高い割合を占めていることから、訴訟事件の増加の大きな要因であった過払金返還請求事件が終息に向かいつつあり、その上で、過払金返還請求事件の判決に対して控訴が提起されている傾向にあることが窺われます。

また、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（4万3596件、前年比－約15%）、近年減少傾向にある債権執行事件（11万1500件、前年比－約3.3%）、破産事件（11万0449件、前年比－約15.9%）、通常再生事件（327件、前年比－約6%）、個人再生事件（1万4262件、前年比－約25.4%）、保全事件（1万6771件、前年比－約1.6%）及び簡裁の特定調停事件（1万1351件、前年比－約59.8%）は引き続き減少しています。さらに、平成20年にピークを迎え、その後ほぼ横ばいで推移していた配偶者暴力保護命令事件（2741件、前年比－約11.5%）も減少に転じたように見受けられます。

このように、全体的に事件数が減少している中で、非正規労働者の増加等雇用形態の変化や経済・雇用情勢の悪化による個別労働紛争の増加を背景として、労働審判事件（3586件、前年比＋約6.3%）は制度創設以来増加している状況にあります。

なお、東日本大震災の影響により仙台高裁管内の事件数が減少しているところ、復興までの期間が長引けば、経済状況の悪化に伴い、破産事件をはじめとする倒産事件が増加する可能性もあります。また、現在、「原子力損害賠償紛争解決センター」において解決が図られている福島第一・第二原子力発電所事故に関する紛争についても、状況を注視する

必要があります。

(イ) 書記官事務の状況等

植村総務局第三課長

書記官事務に関するトピックとして、平成23年5月25日に新しい非訟事件手続法（平成23年法律第51号）が公布され、早ければ平成25年1月1日に施行が予定されていることがあげられます。具体的な運用等については、新たに制定される非訟事件手続規則で定められますが、今後、この規則についての逐条解説が最高裁判所事務総局から示される予定です。また、非訟事件手続法及び整備法の施行に伴い、規程・通達等も改正される予定ですので、執務に当たっては、これらの点にも留意してください。



植村総務局第三課長

そのほか、平成24年度民事実務（訴訟）研究会が「民事立会部における書記官事務について」というテーマで実施されました。裁判所職員総合研修所単独実施部分では、民事立会部における書記官事務の現状認識とこれに基づく問題意識について、司法研修所との合同実施部分では、裁判官と書記官の協働に向けた考え方について、それぞれ研究員による率直な意見交換や討議が行われました。

また、裁判所職員総合研修所における平成23年度書記官実務研究が「破産事件における書記官事務の研究－管財事件を中心に－」（仮称）というテーマで行われ、法人管財事件を中心に、申立てから終局までの書記官事務の根拠を示しながら、書記官による進行管理事務等について、事務処理の選択肢や実務上問題となる点を取り上げられました。この研究の成果は、今後、書記官実務研究報告書第9号として各庁に配布される予定です。破産事件の専門部や集中部を持たない庁の実務に利用されることを主眼に置きつつも、破産手続が訴訟手続に与える影響や牽連破産等、訴訟事件や他の倒産事件を担当している書記官に参考となる事項も含まれているなど、実務書としての汎用性を備えたものとなっていますので、庁の規模に関係なく参考になるものと思われます。

なお、平成24年1月24日から26日まで裁判所職員総合研修所において開催された民事実務研究会では、個人倒産手続の運用上及び処理態勢上の問題点を素材とした書記官事務に関する討議がされ、東日本大震災による倒産手続上の問題についても検討がされました。

佐藤会長

民事実務研究会について、特徴的なことは何かありましたか。

植村総務局第三課長

司法研修所との合同実施部分においては、期日間準備事務、弁論準備手続期日の立会事

務及び判決原稿の点検事務をテーマに、単独体の裁判官との意見交換を半日にわたって行いました。裁判官からは、例えば、判決原稿の点検に関して「点検してもらえるとありがたいという程度の認識でいたが、意見交換をする中で、書記官の意識レベルはずっと高く、職務として行っていることがわかった。仕事のやり方についてもっと考えなければならぬと感じた。」、書記官からは、弁論準備手続期日への立会に関して「これまでは自分の仕事かどのような根拠に基づいて、どのような目的で行われるか、十分認識していなかった。裁判官との間で訴訟の進行についてしっかりと認識を共有しなければならないと思った。」という話がありました。裁判官と書記官が本音で議論することで見えてきたものがあるのではないかという印象を持っています。

各現場においても、裁判官と書記官の間で個別具体的な事務処理をどうするかということについて、きちんと議論していただくことが重要だと思っています。議論を大いにしていただくのが有益であり、裁判所全体としてより良い方向に向かっていくものと思います。

イ 判決原本等の国立公文書館への移管について

永井企画調査部長

判決原本等の国立公文書館への移管についてお聞かせ下さい。

植村総務局第三課長

平成21年8月5日、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保存する歴史公文書について国立公文書館に移管するとの申合せが締結され、裁判文書としては、①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等及び②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等を移管することとなりました。

そして、平成22年2月に締結された移管計画に基づき、まずは、昭和30年までに完結した民事事件の判決原本等を移管することとされ、平成21年度には最高裁判所の判決原本等を、平成22年度には名古屋・仙台・高松、平成23年度には大阪・福岡・札幌の各高等裁判所管内で保存している判決原本等をそれぞれ移管しました。平成24年度は、東京・広島の各高等裁判所管内で保存している判決原本等を移管する予定です。

これにより、平成22年2月に締結された移管計画に従った移管は終了することとなります。今後は、昭和31年以降に完結した民事事件の判決原本等について、新たな移管計画の締結に向けた検討を進める予定です。

(2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

永井企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況について、お聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成23年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が6824人（前年比+約0.3%）、地方裁判所が8万0608人（前年比-約6.7%）、簡裁が38万0783人（前年比-約9.0%）（うち略式事件数は36万9670人）となっており、高等裁判所の新受人員はほぼ横ばいですが、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

平成23年6月24日に公布された情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律のうち、手続法整備に係る刑事訴訟法の改正部分については、平成24年6月23日までに施行されます。これに伴い、平成24年2月に刑事訴訟規則が改正されたほか、関係する規程や通達の改正作業が行われています。刑事訴訟法の改正では、新たな証拠収集方法として記録命令付差押えや記録媒体の差押えに代わる電磁的記録の複写、印刷、移転の処分などが整備されたため、令状事務処理をはじめ、手続の様々な局面で新しい事務処理を行う場合があります。令状事務に関しては平成24年4月、各庁に対し、最高裁判所から執務資料を送付しました。

イ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況と書記官事務の状況等について 永井企画調査部長

被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況についてお聞かせ下さい。

植村総務局第三課長

施行から3年半が経過した被害者参加制度については、平成23年の終局人員中、被害者参加の申出があったものは586人（前年比-約0.3%）であり、このうち処断罪名が自動車運転過失致死であるものが187人と最も多くなっています。また、平成23年に参加の申出をした被害者等の人員数は914人（前年比+約7.7%）であり、内訳として証人尋問や被告人質問をした被害者等は延べ635人（前年比-約9.4%）、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は454人（前年比+約6.1%）となっています。

なお、平成21年5月21日の裁判員法施行後から平成24年3月末の時点で、判決で終局した裁判員裁判対象事件の人員数は3602人であり、このうち被害者参加の申出があった事件の終局人員数は400人、つまり約1割の裁判員裁判対象事件において被害者参加の申出があったということになります。

被害者参加については、早期に検察官を通じて被害者等の情報を収集する、被害者参加人や被害者参加弁護士の参加態様等を確認して早期に審理計画に反映させるなど、書記官が果たすべき役割が大きいと思われます。書記官においては、各庁における運用や実績を踏まえて引き続き適切に対応できるように研さんを積む必要があります。

次に、同じく施行から約3年半が経過した刑事損害賠償命令制度については、平成23年の申立件数の累計が230件（前年比-約8.4%）、制度施行当初から平成24年3月末の時点における申立件数は754件となっています。

刑事損害賠償命令事件は、その実質が民事事件であるため、刑事事件を担当する書記官

が具体的な事務処理を行うに当たっては、各庁の民事事件における取扱いが参考になるものと思われます。また、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議申立てがあった場合や損害賠償命令事件を終了させる旨の決定があった場合は、いずれも訴え提起があったとみなされ、民事訴訟手続に移行することとなりますので、今後も、民事部と連携して手続の移行が円滑に行われるよう適切な事務処理を行う必要があります。

なお、刑事損害賠償命令制度については、本年度、裁判所職員総合研修所において書記官実務研究が行われています。

(3) 家事・少年関係

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

永井企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況について、お聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

平成23年における家事事件総数の新受件数は、81万5522件（前年比+約0.06%）でした。その主な内訳を見ると、家事調停事件は13万7390件（前年比-約2.3%）、家事審判事件は63万6757件（前年比+約0.5%）、人事訴訟事件は1万1389件（前年比+約0.1%）であり、家事調停事件数が微減した以外はいずれも微増が続いており、依然として高水準で推移しているといえます。

事件数の増加に加え、近年は家事関係の法改正や新たな制度の導入などが相次いでいます。本年4月1日には児童虐待防止のための親権制度等の改正を柱とする「民法等の一部を改正する法律」が施行され、親権の停止制度が新設されたほか、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようになりました。また、本年2月1日からは、成年後見及び未成年後見の事件に関し、「後見制度支援信託」の運用が開始されました。今後も、平成23年5月25日に公布された家事審判法に代わる家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「家事法」という。）が、非訟事件手続法と同様、早ければ平成25年1月1日に施行が予定されているほか、現在、いわゆるハーグ条約の締結に向けて「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」が国会で審議されています。同法律案では、子の返還申立事件は家庭裁判所で取り扱うものとされていることから、引き続きその動向を注視し、必要な情報提供を行っていきたいと考えています。

このように、家事事件を担当する書記官を取り巻く状況は大きく変化しており、書記官としては、このような制度上の変化に迅速に対応し、正確な事務処理を行うことがこれまで以上に期待されていることから、より一層の研さんが必要となります。

(ア) 家事事件手続法と書記官事務

永井企画調査部長

家事事件手続法と書記官事務についてお聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

家事法においては、主に当事者の手続保障の観点から、原則として別表第二に掲げる事項に関する家事審判と家事調停の申立書の写しを相手方に送付することや、家事審判における当事者による記録の閲覧謄写については原則許可しなければならないこと、家庭裁判所が事実の調査を行った場合にはその旨を当事者等に通知することなどが規定されたほか、国民の利便性の向上を図る観点から、電話会議システム・テレビ会議システムによる手続及び高等裁判所における家事調停が利用できる制度等が新設されました。また、調書の作成等については、家事審判の手続の期日については調書を作成しなければならないが、裁判長が必要がないと認めるときには、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるとされました。

これらの手続はいずれも書記官事務に直結又は密接に関連するものであり、各庁においても既に今後の家事法の運用の在り方等について検討を進めながら、家事法の施行に向けた準備をしていただいていることと思います。最高裁判所においても、具体的な運用等については、「家事事件手続規則」で定めるほか、関係する規程や通達の改正と併せて、執務資料の整備なども行っていく予定ですが、これに先立ち、新法に対応した申立書の書式を各庁に参考送付しました。

また、平成24年2月22日及び23日に裁判所職員総合研修所において開催された家事実務研究会においても、司法研修所との共同研究で、家事法の施行を見据えた「子のある夫婦の離婚調停事件における運用上の諸問題」についての討議がなされました。これらの協議結果等も参考にして、家事法施行後の事件処理が円滑に行われるよう、裁判官及び家庭裁判所調査官とも連携しながら、各庁における運用につき検討を進めていただきたいと思います。

(イ) 後見制度支援信託と書記官事務

永井企画調査部長

後見制度支援信託と書記官事務についてお聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

後見制度支援信託とは、被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。従前から、家庭裁判所は、被後見人に多額の財産がある場合や多額の金銭を受け取る予定がある場合には、親族後見人による不正行為を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるようにするため、弁護士、司法書士等の専門職を後見人や後見監督人に選任するといった措置を講じてきました。後見制度支援信託は、このような措置の一つとして新たに導入されたものであり、平成24年2月1日以降、準備が整った庁から順次その運用が開始され、これにより今後、親族後見人による不正行為防止の効果が期待されているところです。

書記官は、裁判官が後見制度支援信託の利用を検討すべき事案と判断した場合における当事者への説明、専門職後見人を選任してから信託契約が締結されるまでの進行管理や指示書謄本の発行など、新たな事務を行うこととなりますので、後見制度支援信託の仕組みやこれらの事務を行う目的などを正確に把握した上で、事案に応じた適切な対応をしていく必要があります。

なお、平成24年2月までに、後見制度支援信託に関するリーフレットやQ & A、スライドDVD「後見制度において利用する信託」などを配布していますので、当事者説明用のツールとして今後も有効に活用してください。

イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

永井企画調査部長

成年後見関係事件における書記官事務の状況についてお聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

平成23年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比約4.8パーセント増の3万8783件と、引き続き増加傾向にあり、高齢化の進行に伴って、今後ますます利用が増えることが予想されます。

一方で、近年、後見人等が不正行為を行い、告発、逮捕された事例が報道されるケースも多く見受けられるようになり、平成22年6月から平成23年9月までの間に全国の家庭裁判所で対応した親族後見人等による不正事案は306件、被害総額は約35億4000万円にのぼっています。現在、家庭裁判所においては、より効果的にこのような不正行為を防止するため、後見等監督の在り方や全般的な事務処理についての見直しが喫緊の課題となっています。

この点に関しては、平成24年2月に示された「成年後見人による後見事務に問題がある場合の緊急事務処理指針（家庭局案）」を参考に、各家庭裁判所において新たな緊急事務処理指針が策定されたほか、平成24年3月に裁判所職員総合研修所において開催された家事特別研究会でも、後見人の不正行為の防止・対応に向けた取組について討議がなされました。

後見人等の不正行為については、社会的にも厳しい非難を受けており、これらの協議会等の結果なども活用し、今まで以上に適切な後見等監督事務を行うことが必要です。

新しい緊急事務処理指針では、後見人等の解任事由を適時に把握し、裁判官が中心となって審理予定を定めた上、書面の督促事務を一定のスケジュールに沿って行うなど、後見等監督の各段階における事務をシステマティックなものとする方針が示されており、不正行為の防止及び被害拡大の防止のために、書記官に対してもこれまで以上に適切かつ迅速な事務処理が求められています。

佐藤会長

後見人等の不正について、今後書記官事務等で気を付けるべきことは何ですか。

大須賀総務局第二課長

成年後見事件などの増加に伴い、家庭裁判所への期待は今後ますます高まるものと考えています。後見人による不正の防止や被害拡大の防止に向け、リスク判断や監督の場面においては、決められたことをやるだけでなく、先ほどお話したようなシステムティックな対応に加え、例えば、書記官が普段後見人と接する中でもその後見人が問題のある後見事務を行っている可能性がないか注意し、適宜裁判官に報告するなど、現場において、事案ごとに自分の目で見て、考えて事務を行うという態勢を作っていくことも重要です。このように、家裁の書記官事務は、非常にやりがいがあるのではないかと考えていますので、家裁に期待する視線を感じて頑張っていたいただきたいと思います。



大須賀総務局第二課長

ウ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

永井企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降減少し、平成23年は前年比約7.5%減の15万0844人となっていますが、近年、年少少年及び触法少年の占める割合が高まってきており、非行が低年齢化している傾向が見受けられます。平成23年9月14日及び15日に裁判所職員総合研修所において開催された少年実務研究会においても、司法研修所との共同研究で、「少年の健全育成に資する事件処理の在り方～年少少年事件及び触法少年事件を中心に～」をテーマに、児童相談所との連携を強化するための方策等についての討議がされました。

また、平成20年12月15日に施行された少年法の一部を改正する法律（以下「平成20年改正少年法」という。）により導入された被害者等による少年審判の傍聴、被害者等に対する審判状況説明の各制度については、制度施行後3年半が経過したこともあり、各庁における運用が概ね定着してきたものと思われます。平成23年は、審判傍聴については、対象事件となった165件中、申出のあった74件のうち67件について傍聴が認められ、審判状況説明については、申出人数501人のうち488人について申出が認められました。

審判傍聴制度や審判状況説明制度に関する書記官事務においては、被害者等や外部の機関との連絡調整、裁判官や家庭裁判所調査官との情報共有、事務局との連携などが重要になるほか、被害者等への対応に当たっては、被害者等の心情に配慮し、分かりやすく説明することが求められますので、引き続き書記官において、適切に対応できるようスキル

アップに努めることが重要です。

なお、平成20年改正少年法については、平成23年12月をもって施行後3年の見直し期間が経過したことを受け、現在法務省において、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」が行われています。見直しの結果、どのような法改正が行われることになるのか、その動向が注目されます。

3 書記官事務に関するその他の動向等について

(1) 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について

永井企画調査部長

裁判員裁判の実施状況と書記官事務の状況についてお聞かせ下さい。

大須賀総務局第二課長

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成24年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は、5133人であり、罪名別の内訳でみると、強盗致傷事件1253人、殺人事件1073人、現住建造物等放火事件480人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は3602人であり、このうち否認事件は1419人となっています。

平成23年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は8815人ですが、実際に裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、裁判所の接遇や設備に対する全体的な印象については、多くの方から適切なものであると評価していただいているものの、公判審理において捜査段階で作成された供述調書の利用が増加するに従い、審理の分かりやすさについては、従前よりも評価が低下しているようです。

また、公判前整理手続に長期を要している事件も見受けられるとの指摘もあります。

平成23年11月17日及び18日に裁判所職員総合研修所で行われた刑事実務研究会では、裁判員裁判の公判前準備における裁判体との連携の在り方等について討議がされました。公判前整理手続を含めた公判前の準備を充実させるためには、担当する書記官においても、公判前の準備における個々の事務について明確な目的意識を持ち、裁判体との間で事件進行等について認識を共有した上で、それぞれの役割を果たしながら、互いに協働してこれに当たることが必要です。

裁判員制度を定着させていくためには、常時、その実態を把握し、様々な観点から問題を解消していくことが不可欠であるところ、現在、最高裁判所に裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会が設置され、裁判員制度の運用状況の分析・検証がなされています。その検討状況については引き続き情報提供していきたいと思っております。

(2) 書記官事務の環境整備について

ア 音声認識システムの運用状況等について

永井企画調査部長

音声認識システムの運用状況等についてお聞かせ下さい。

大須賀総務局第二課長

連日的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般人である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することのできるツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷（60庁）に音声認識システムを整備しました。

平成22年度は、ユーザーインターフェースの改良、検索機能の強化等の機能性、操作性の向上等を目的とした改修版（Ver.2）のアプリケーションを全国に配布しました。また、音声認識システムの円滑な運用を図るため、アプリケーションをウインドウズビスタに対応させるための改修を行い、ウインドウズビスタを搭載した職員端末の導入時期に合わせて上記のアプリケーションを配布しました。

今後も、引き続き安定的な運用が行えるよう必要なサポートを行っていきたいと考えています。

イ デジタル録音機の整備等について

永井企画調査部長

デジタル録音機の整備状況等についてお聞かせ下さい。

大須賀総務局第二課長

法廷用録音機については、平成22年度までに、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の法廷及び家庭裁判所の人事訴訟用法廷に設置されている録音機を全てデジタル化したほか、出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を高等裁判所・地方裁判所の民刑各部並びに家庭裁判所本庁及び支部にそれぞれ整備するとともに、少年事件において利用するためのデジタル録音機を、逐語録調書の作成が相当程度見込まれる庁に整備してきました。

今後、各庁の法廷の増設、逐語録需要の増大等がある場合には、必要に応じて対応していきたいと考えています。

(3) 今後の認証等用特殊用紙の導入計画

永井企画調査部長

認証等用特殊用紙の今後の導入計画についてお聞かせ下さい。

大須賀総務局第二課長

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所では、平成22年7月1日から、当事者の権利義務に重大な影響を与える判決書正本等の一定の文書の正本認証用紙及び執行文用紙に、偽造防止措置を施した特殊用紙が使用されているところですが、平成23年10月1日から、その使用範囲が、簡裁における仮執行宣言付支払督促の正本認証用紙及び同正

本に付する執行文用紙にも拡大されました。

今後は、法改正等による新たな制度の創設や認証等用特殊用紙の運用状況等を踏まえて、その使用範囲について検討する予定です。

(4) 適正な事務の確保について

永井企画調査部長

適正な事務の確保についてお聞かせ下さい。

植村総務局第三課長

書記官は、調書作成をはじめとする公証事務、期日呼出状、債務名義正本等の送達事務、事件記録の保管事務などを的確かつ着実に行うことを通じて、裁判手続を適正なものとし、その円滑な進行を確保して当事者等の信頼を得てきました。

ところが、原本と内容の異なる正本や謄本を当事者に送達した、外国に送達すべき書類を長期間放置した、秘匿希望の情報を相手方に誤って伝えたといった不適切な事務処理事例は後を断ちません。他方、裁判所を取り巻く状況については、社会当事者の権利意識の高まり、マスコミや世論の裁判所に対する関心の高まりなどもあって、不適切な事務処理事例が及ぼす影響はこれまで以上に大きくなっており、着実に築き上げてきた書記官に対する信頼が大きく揺るぎかねない状況となっています。

このような不適切な事務処理事例の大半は、基本に忠実な事務処理がなされていれば防ぎ得たものであり、基本的な執務姿勢や執務能力が問われていることを一人一人の書記官が十分に自覚する必要があります。このような自覚とともに、改めて基本に忠実な事務処理とは何かを考え、日々これを実践して事務の品質確保に努めてもらいたいと考えています。

佐藤会長

適正な事務の確保について効果的な対策等がありますか。

植村総務局第三課長

例えば、秘匿情報の管理の問題についても、個人のミスもさることながら、情報把握の方法がアバウトであり、情報の伝達が行われないなど構造的な問題があるのではないかと考えています。

適正な事務を確保するための王道はなく、書記官事務は、基本に忠実に一つ一つの事務の根拠や目的を自覚しながら行うことが必要であり、これに併せて査察を充実させるなどして、問題事例を未然に防ぐことなどが必要ではないかと思われれます。

4 これからの書記官の在り方について

裁判手続において書記官事務が本来果たすべき役割と書記官の職務意識等について

永井企画調査部長

これからの書記官の在り方についてお聞かせ下さい。

小野寺総務局第一課長

書記官は、手続の公証を行う独自の権限（公証権限）を付与され、この権限に基づく調書作成事務などの事務を通じて裁判手続の適正を確保する一方、当事者や代理人等の関係人との連絡調整事務等を通じて手続を円滑に進行させるなど、適正・迅速な裁判の実現を支える重要な役割を担っており、各種の事務を積み重ねることによって、裁判官が判断に専念する態勢を確保し、裁判に対する国民の信頼を支えているといえます。

したがって、書記官は、自らが行う一つ一つの事務が裁判手続の中でどのような意味を持ち、どのような役割を果たしているのかを考え、その責任の大きさを自覚しつつ、日々の事務を着実に積み重ね、常に事務の品質を高めることが求められています。書記官事務が裁判手続において本来果たすべき役割を再確認し、これを裁判所全体で共有することが、適正・迅速な裁判手続の基礎となる重要な要素となります。

また、書記官事務の位置付けやこれを担う書記官が果たすべき役割について、裁判所全体で共有されることは、一人一人の書記官の誇りと高い職務意識の源ともなると考えています。

最高裁判所としては、このような認識に基づいて必要な取組を行っていきたいと考えています。

5 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

永井企画調査部長

書記官全体の処遇についてお聞かせ下さい。

朝倉人事局給与課長

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、国家公務員の人件費削減を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想されるようですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。



朝倉人事局給与課長

(2) 級別定数関係について

永井企画調査部長

級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせ下さい。

朝倉人事局給与課長

平成24年度予算の級別定数の改定折衝においては、国家公務員の人件費削減を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していることを踏まえて粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

ア 7級関係

家裁次席書記官1、高裁訟廷管理官1の合計2（前年度3）の切上げを実現することができましたが、これは書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、平成24年度に増設が認められた1ポストを含む147ポスト中142が7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な366（5級50、4級196、3級120）（前年度465）という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、京都家裁に次席書記官1（6級格付け）を増設することが認められ、また、主任書記官についても、30の増設を確保することができました。

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

永井企画調査部長

書記官任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

まず、平成18年度から始まった裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）についてですが、昨年度行われたCA試験（CA-6）では、全国で298人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した40人が、10月1日付けで書記官に任官しました（なお、CA-5の申込者数は315人、任官数は52人）。本年度の試験（CA-



永田人事局参事官

7) については、1月12日及び13日に筆記試験が実施され、さらに5月7日から23日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月25日から9月11日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60、CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行うこととしました。

これにより、多くの受験者の皆さんに、書記官任官に向けての学習意欲を一層高めていただくことを期待しています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスを考える上でも望ましい手段の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

ア 主任書記官等のポストの増設について

永井企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置についてお聞かせ下さい。

朝倉人事局給与課長

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成24年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を維持・強化できるよう今後も引き続き必要な整備について、努力をしていきたいと考えています。

また、訟廷部門を統括する立場として極めて重い職責を担う高裁訟廷管理官の給与格付けの改善を図るため、平成17年度以降7級切上げ12を実現し、平成24年度においてもさらに1の切上げを実現することができたところです。

なお、平成24年度は総括主任書記官の設置は実現できませんでした。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでも努力してきたところですが、7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

永田人事局参事官

裁判員制度については施行後4年目を迎え、これまで順調に運用されてきたところですが、国民からは、引き続き、身近で利用しやすく、社会の法的ニーズに的確に応えることができる司法の実現が求められています。裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

とりわけ事件数が全般的に増加傾向にある家事の分野において、特に事件数が急増している成年後見関係事件の適正迅速な処理のためには、法的な要件の審査、所定の手続の履践、事件関係者への説明などの事務が必要不可欠であるところ、これらの事務を担当する書記官の果たすべき役割は非常に大きいと言えます。

書記官の育成・配置の在り方については、書記官は裁判部門の基幹職種であることから、任官後しばらくは育成の観点から、その後は国民の意識や社会経済情勢等の変化に伴う事件の量的・質的变化に着実に応えていく観点から、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えています。今後は、事件動向や事務処理状況の変化、新しい制度の運用等を十分に踏まえながら、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

ウ 他官庁への出向状況等について

永井企画調査部長

書記官の他官庁への出向状況についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

他省庁等への出向は、平成24年4月1日現在、11か所42人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室） 1
- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 2
- (4) 公害等調整委員会 2
- (5) 公正取引委員会 2
- (6) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島） 6
- (7) 人事院 1
- (8) 金融庁 2
- (9) 文部科学省（東京、福島） 5

文部科学省への出向は新規のものですが、これは原子力損害賠償紛争和解仲介室への出向であり、具体的には東京に4人、福島に1人が出向しています。

- (10) 預金保険機構（東京、大阪） 2
- (11) 日本司法支援センター（本部、東京、大阪、京都、三重、福井、広島、佐賀、長崎、宮崎、宮城、コールセンター（仙台）、札幌、高知、愛媛） 18

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

- (3) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて

永井企画調査部長

ワーク・ライフ・バランスを考えた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に

応じて多様な生き方が選択・実現できるようにするという仕事と生活の調和の観点も踏まえ、異動計画の策定に当たっては、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(4) 再任用の実施状況等について

永井企画調査部長

再任用の実施状況についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見ても、平成23年度末に定年退職した書記官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は47人（約45%）であり、昨年度に新規で再任用された者（54人）と同程度の人数が再任用されています。また、昨年度に書記官として再任用された者（150人、1回目、2回目及び3回目更新者を含む。）のうち、任期更新可能な者は120人であり、そのうち109人（約91%）の任期が更新されています。

公的年金の満額支給年齢が65歳となることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われるので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

(5) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

永井企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

職員が育児休業等を取得することになった場合には、業務に支障が出ないように、業務分担の見直しや、任期付採用及び臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）制度の利用による代替要員の確保を検討するなどして、職員が安心して育児に専念できるよう配慮しているところです。

そのため、書記官が育児休業等を取得することになった場合には、書記官による任期付採用等を行うのが望ましいのですが、書記官任命資格を有する者を代替要員として確保することは困難な状況にあります。

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保するために、退職予定者に対し退職後の任期付採用等の希望に関する調査を行うなどして、候補者の確保に努めているところです。

しかしながら、任期付採用等の候補者は依然として十分に確保されている状況にはありません。そうしたこともあり、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できるという運用を併せて行っています。

その結果、昨年度に育児休業を取得した書記官の数は214人（うち男性職員25人）でしたが、その代替措置として、前述の正規職員による補充に加え、任期付採用等として132人（そのうち48人については書記官）の任用を行っており、育児休業期間においても、業務に支障は生じていないものと認識しています。

加えて、産前・産後休暇期間中の代替措置としても、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っています。

書記官数の増加や育児休業取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれますが、引き続き、育児休業取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えるべく、今後とも代替要員の確保等に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

(6) 女性書記官の管理職登用について

永井企画調査部長

女性書記官の管理職への登用についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

裁判所においては、書記官に限らず、「裁判所における女性職員の採用・登用拡大計画」に掲げられた具体的取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

その結果、女性職員の登用の拡大は着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことから、昨年改定された第3次拡大計画においては、女性職員の割合について、「現状値に可能な限りの上積み」という裁判所全体の目標を掲げた上で、そのような裁判所全体の目標達成のために、重点的に取り組むべき下級裁課長、最高裁課長補佐相当職以上の区分について、高裁別現状値を掲げ、平成27年度までに「少なくとも3%程度増加させる」という具体的な努力目標を設定しました。

その他にも、各種研修の機会やJ・NETポータル「男女共同参画のひろば」のリレーコラム等を通じて職員の意識啓発や、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に引き続き努めるとともに、管理職員による女性職員への助言・指導を含むサポート態勢の充実を図るなど、登用拡大に向けた勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが考えられます。そこで、まず、広域異動に対する抵抗感を解消していくために、先ほども述べましたが、今後とも、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動を実施していく必要があると考えています。次に、管理職業務そのものに対する不安や責任が重くなることへの負担感等を解消していくために、女性管理職員が実際に活躍している姿を身近に感じてもらうだけでなく、研修及び面談などの機会を通じて、管理職業務の内容ややりがいを伝えていくことに加えて、こうした必要性について、管理職員自身の意識啓発に努めていく必要があると考えています。

併せて、仕事と家庭生活の両立に向けた支援のための一層の環境整備に努めていくことも肝要であると考えています。

今後とも、こうした取組を行いながら、女性職員の登用状況の推移を見守っていきたくと存じます。

7 メンタルヘルスについて

永井企画調査部長

メンタルヘルスの具体的な実施状況についてお聞かせ下さい。

永田人事局参事官

職員の心の健康づくりのためには、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対

応、円滑な職場復帰と再発の防止のそれぞれについて、管理職員はもとより、個々の職員の理解を深め、意識啓発に努めていく必要があります。

このような観点から、裁判所においては、各庁において実施される健康管理講習会や、新採用職員研修、中間管理者研修等の各種研修の中で、できる限り心の健康づくりのための科目を設け、人事院の専門家会議の取りまとめによる研修教材等を活用した研修を実施することにより、職員に対して心の健康づくりの浸透及び意識啓発を図っているところです。

このほか、職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施しているところです。

8 システム開発等と書記官事務について

(1) 裁判所における情報化の状況と課題について

永井企画調査部長

裁判所における情報化の状況と課題についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

裁判所は、これまでも情報通信技術（以下「IT」という。）や情報システムを活用した情報化を進め、各種の手續や事務処理の合理化及び効率化に取り組んできました。平成16年には、民事裁判事務処理システム及び刑事裁判事務処理システムの全国展開が中止されるという事態が発生しましたが、その翌年の平成17年12月に情報化戦略計画を策定し、民事裁判事務処理システム等に代わる新しい基幹システムを導入する方針を立て、民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）及び刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）を開発しました。

また、これ以外にも、J・NET ポータルの構築、裁判員裁判関係のシステムの開発等、情報化戦略計画に従った各種施策を実現してきました。

この間、ITは目覚ましい発展を遂げてきた反面、情報セキュリティに対する新たな脅威も日々発生するなど、裁判所を取り巻く情報化環境は激変し、新たな課題も生じています。

そこで、平成23年12月に情報化戦略計画を改定し、現在の重点的な課題として、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害等に強い情報システムの構築等を掲げ、これらの課題に取り組んでいます。



中尾情報政策課参事官

ア 情報システムの全体最適化

裁判所の情報システムは、各部署が必要に応じて開発、運用してきたことから、それぞれの情報システムごとに保守及び運用の仕方が異なるなどの状況が生じており、このような状況は、コスト面だけでなく、職員の利便性の観点からも好ましいものではありません。そこで、現在稼働している情報システムを横断的に調査して、既存の情報システムを裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成する「全体最適化」の取組を行うことでコストや利便性の問題を解決しようとしています。

イ 情報セキュリティ水準の向上

情報セキュリティに関しては、例えば、 のサーバ室の入退室管理を確実なものとしたり、 するなどの物理的、技術的な対策を随時実施してきていますが、小型記憶装置等の紛失による大量の個人情報の流出事案等が散見されており、国民の信頼が損なわれかねない緊迫した状況にあります。裁判所では、平成19年に情報セキュリティに関する事務総長依命通達、情報政策課長通達及び実施要領を策定して職員の遵守すべき事項を示すなど運用面の対策を行ってきましたが、IT関連技術の進歩に確実に対応できているとまでは言い難い状況にあるため、より実効性のある情報セキュリティ対策を行っていく必要があります。

ウ 災害等に強い情報システムの構築等

東日本大震災の発生により、裁判所でもIT機器が使用不能となる等の事態に直面し、業務継続のための備えが必ずしも万全ではないことが判明しました。今後、情報システムを使った業務を継続するための対策が喫緊の課題となっています。そこで、裁判所のネットワーク等について、耐災害性の観点からどのようにあるべきかを改めて検討し、災害時における業務継続の仕組みを検討していきます。

(2) 情報化を推進する人材の育成について

永井企画調査部長

情報化を推進する人材の育成についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

平成24年4月、裁判所組織の充実強化の一環として全国の高裁総務課内に文書・情報担当部署が、地家裁総務課に文書(第二)係がそれぞれ設置され、上記部署(家裁の文書係未設置庁は庶務係)が情報化関連業務を担当するものとされました(以下、当該業務を担当する部署を「情報化関連業務部署」、職員を「情報化関連業務担当者」という)。また、従前から裁判部における情報化推進のため、職員全体のレベルアップに向けた指導的役割を果たす者として、全高裁及び全地家裁本庁を含む主な裁判所に情報化事務担当者を置いています。情報化関連業務担当者は、①当該庁における情報化に関する全庁的な状況把握や上級庁からの連絡の窓口になる、②裁判所全般及び当該庁の情報化に関する施策等を把握し、情報化事務担当者に対し、情報提供、助言、支援等を行う、③IT委員会等の設置

運営等を行う、④事務局における IT 機器、ネットワーク等のトラブル対応等の業務を担当し、情報化事務担当者は、各庁の実情に応じて、①情報政策課所管システムの利用に関し、情報政策課と各庁の裁判部との窓口となる、② IT 機器、ネットワーク及び情報政策課所管システムのトラブル対応を行う、③情報化に関する研修への協力等を行うことが期待されています。

このような情報化関連業務担当者や情報化事務担当者（任命予定者及び補助者を含む。）が中心となって裁判所の情報化が推進されていくこととなるため、これらの職員を対象とした研修を裁判所職員総合研修所において実施しています。平成24年度は、4月に情報化関連業務担当者84名に対して、必要な業務知識等の付与等を目的とした情報化関連業務研修を実施しました。また、情報化事務担当者に対しても、これまで同様に2回、情報処理研修を実施します。情報処理研修では、全国から参加する120名（1回60名）の研修員に対して、充実した講義や演習を行っています。

また、事務の効率化や国民へのサービス向上のために裁判所の情報化を更に推進するためには、もはや各業務を行うために欠かすことができなくなった IT 機器や情報システムの知識や技能を一般職員に対して効率的に浸透させていくことが重要となってきています。このような観点から、情報政策課では、IT 機器や情報システムを利用するに当たって必要となる操作方法や障害対応方法等の情報を J・NET ポータルや「会報書記官」に掲載するなどして、随時お伝えしています。今後も職員の皆様からの御意見を情報処理研修等の研修に反映させ、充実させるとともに、情報化の推進に役立つ情報が職員に的確に伝わるように工夫を重ねることで情報化を推進していきたいと考えています。

(3) MINTAS の稼働状況と導入予定について

永井企画調査部長

MINTAS の稼働状況等と高裁への導入予定についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

ア MINTAS の稼働状況

MINTAS は、全国の地方裁判所の本庁、支部において稼働していますが、通常の業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の増加などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

もっとも、5年前の平成19年7月に設置された MINTAS のサーバは、
●など、●において、●
●に影響が生じるという事象が見られたこともあり、平成24年7月末に、より●サーバに更新する予定です。サーバの更新により、一層快適に MINTAS を利用いただけるようになるものと期待しています。

イ MINTAS の改修

平成24年3月に、MINTAS を改修しました。その主なものは次のとおりです。

(ア) 機能の充実

予約状況をできるようにしたり、メモをできるようにしました。また状況を「」でできるようにして、
を行いやすくしました。

(イ) 機能の利便性の向上

欄に入力する文言のの内容を
することができるようにしたり、法廷にパソコンを持ち込んでダイレクト入力を行う際、画面上で
することができるようにしました。

(ウ) 機能の強化

がされているにも関わらず、が未了のままとなっている事件があれば、これを
するような機能を追加し、機能を強化しました。

(エ) 等の改善

に表示される事件数を最大12件に増やしました。また、
に表示される事件から、すべき事件を選択できるようにしました。

(オ) 機能の追加

を MINTAS に登録することによって、MINTAS 上から
などのデータを引用して、やさまざまな
できるようにしました。

の作成方法は、MINTAS 上の「」の「操作関係」の中に掲載していますので、是非参照してください。

以上の他にも、今回の改修で新たに設けられた機能や改善された機能があります。その詳細は、MINTAS 上の「」の「資料等」の中で紹介していますので、こちらも是非御覧いただければと思います。

ウ 高裁への MINTAS の導入

既にお知らせしているとおり、地裁へ導入した MINTAS を高裁の業務に対応できるように改修した上で、全国の高裁へ導入することになりました。改修の内容は、今後、改修業者と内容を詰めていくこととなりますが、地裁と高裁が、審級を超えて同一のシステムを利用することになることから、機能を充実させるなどして、更なる書記官事務の効率化を目指していきたいと考えています。

導入に際しては、現在利用中の期日進行管理プログラム（高裁民事事件用）からのデータ移行、運用ルールの方策、導入研修など、準備作業で負担をおかけすることになるかも知れませんが、これらの作業については、情報政策課も全面的に支援して参ります。

なお、具体的な導入予定時期は、次のとおりです。



最高裁側

(ア) 東京高裁，知財高裁

平成25年2月4日（月）

(イ) その他の高裁（支部を含む。）

平成26年1月14日（火）

(4) KEITAS の稼働状況と導入予定について

永井企画調査部長

KEITAS の稼働状況と導入予定についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

ア KEITAS の稼働状況

KEITAS は、刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援することを目的としたシステムです（会報書記官26号，27号の各「IT mall（あいていいもーる）」参照）。

平成23年1月から名古屋地裁本庁で稼働を開始し、平成24年2月末までに、地裁本庁24庁（名古屋のほか、水戸，宇都宮，前橋，静岡，甲府，長野，新潟，京都，神戸，岐阜，富山，広島，山口，長崎，大分，熊本，福島，山形，青森，札幌，旭川，徳島，松山）に導入されました。

稼働開始から約1年半が経ちますが、運用や保守を担う各支援業者（平成23年度の態勢については、会報書記官28号「IT mall（あいていいもーる）」参照）の協力のもと、システムが停止することもなく、安定的に稼働しています。

また、この間、ユーザサポートに寄せられた御依頼や御質問を踏まえ、システムの再調整その他のブラッシュアップも図ることができ、今後の導入展開に向けて、引き続きメンテナンスに努めていきたいと考えています。

イ 平成24年度の導入展開予定

平成24年度は、期日進行管理プログラム（刑事通常第一審事件用）を利用している全国

の地裁本庁・支部229庁への導入を予定しており、本庁26庁については6月下旬から、支部203庁については9月中旬から、順次導入展開を図って参ります。

導入に当たっては、各庁管内において中心的な役割を担う導入事務担当者を選定し、管内でまとめて導入準備を進めていただくようお願いいたしました。各庁においては、職員貸与端末の環境設定、自庁における運用ルールの策定、操作説明会の実施のほか、データ移行ツールを利用して、自庁で使う KEITAS のマスタ情報を決定したり、期日進行管理プログラムから KEITAS へ移行するデータの補完や抽出等を行ったりすることになりますが、導入事務担当者の方々と情報政策課とで緊密に連携を取り、庁ごとの導入スケジュールに基づいた導入準備作業項目チェックリストを双方で共有しながら、遺漏のないように、かつ職員の方々の負担が少ないように工夫していきたいと考えています。

ウ 導入支援

円滑かつ負担の少ない導入に向けた取組として、平成24年3月に、導入事務担当者向けの KEITAS 導入研修（3日間）を裁判所職員総合研修所において2回実施し、KEITAS の [] と IT 教室を回線で結んで実際に操作実習を行ったほか、導入準備作業やデータ移行ツールについては、別途用意したマニュアルに基づいて詳しく説明し、併せて操作説明会用のシナリオや昨年度の導入展開時のノウハウをまとめたFAQ集等を始めとした各種資料を提供させていただきました。その後、導入事務担当者の方々と情報政策課とを結ぶメーリングリストを作成し、随時御質問にお応えするとともに、その情報が他の庁でも共有できるように努めています。

また、操作説明会用又は自習用の [] [] [] ようにいたしましたし、KEITAS の機能を網羅的に学習できるデジタル教材や [] [] 等をセットにした「KEITAS 丸わかりガイド」も配布させていただきましたので、是非御活用ください。



日本書協側

中尾情報政策課参事官

J・NET ポータルは、平成19年8月に運用が開始されたもので、
各種業務の情報を必要とする職員にとって、いわば、玄関（ポータル）の役割を果たすものです。また、
も実施しています。平成23年度には、J・NET ポータル用サーバを更新して最新の機器を導入するとともに、各種設定の見直しを行いましたので、ポータルの起動のみならず「ダイヤルイン番号一覧」や「裁判所職員総合研修所」（通称「総研コンテンツ」）といった、さまざまなコンテンツを利用する際のレスポンスが相当向上したものと考えています。

今後も、J・NET ポータルが各種業務の基盤として利用されるよう、更なる充実を目指して参ります。

(8) 標準ワープロソフトの移行について

永井企画調査部長

標準ワープロソフトの移行についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

平成23年12月より、一部の例外を除いて、裁判所において利用する標準ワープロソフトはワード（Microsoft Word）のみとなりました。また、平成25年度のパソコンの更新時期までには、ほぼすべての職員貸与端末において標準ワープロソフトはワードのみとなります。

ワードへの円滑な移行を図るため、平成22年に情報政策課から配布しました小冊子「今日から使えるワード」において基本的なワードの利用方法を説明しており、また、J・NET ポータル上にワードの利用に関する各種お知らせ等を掲載していますので、職員の皆様には、これらを活用していただくことにより、引き続きワードの習熟を図っていただきますようお願いいたします。

なお、平成24年6月まで開設しましたワードヘルプデスクへの照会内容についても、質問事項ごとにジャンル分けするなどした照会回答集等の作成を予定するなど、よりワードを利用しやすい環境を整えていきたいと考えています。

(9) 統計報告について

永井企画調査部長

統計報告についてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

高地家裁からの最高裁に対する統計報告業務については、これまでの業務フローを見直し、平成23年4月から、
（以下
という。）
していただくこととなっています。

既に各庁にはこの統計報告の業務フローによる作業をしていただいているところです

が、この統計報告業務の見直しにより、裁判統計データベースシステム（通称 SSDBS）を用いた最新データの利用が、従前より早く行うことができるようになりました。また、
[redacted] することで当該庁における [redacted]
[redacted] することが可能となり、統計報告業務に関する全体的な事務負担の軽減が
図られています。さらに、 [redacted]
[redacted] が、月報システムにおいて [redacted]
機能を設けることにより、 [redacted]
[redacted] ようになるなど、統計報告の管理面においても事務
負担の軽減や統計報告の正確性の確保を図っています。管理ユーザの皆様には、この [redacted]
[redacted] 機能を大いに活用していただくなどして、正確かつ迅速な統計報告の実現に向けて、
御協力をいただきますようお願いします。

統計のデータは、裁判所ウェブサイトや司法統計年報といった形で国民に広く公表されるほか、裁判所の人員配置及び裁判運営に関する施策を検討するための基礎資料や「裁判の迅速化のための検証」、「裁判員法第103条に基づく運用状況の公表」等の資料として活用されており、その重要性は極めて高いものとなっています。書記官の方々には、この機会に、その重要性について再確認をしていただき、事件票等作成要領に従って記録に基づいた統計報告書の作成や作成後の点検を心掛けていただきたいと思います。

なお、平成23年4月の裁判統計報告業務見直し運用後の事務処理については、平成23年10月26日付け情報政策課専門官事務連絡「平成23年4月の裁判統計報告業務見直し運用後の事務処理について」により、留意事項を整理していますので、当該事務連絡によった事務処理を行っていただきますようお願いします。

情報政策課としても、統計ニューズレター等の活用や迅速な照会対応に努めるなど、引き続き各庁へのフォローを行って参ります。

(10) 情報セキュリティの職員への意識付けについて

永井企画調査部長

情報セキュリティの職員への意識付けについてお聞かせ下さい。

中尾情報政策課参事官

ITの急速な進展に伴い、職員が取り扱う情報の量も増えている中、 [redacted]
[redacted] 情報セ
キュリティに対する新たな脅威も現実化しており、情報セキュリティ対策の重要度が増
えています。

一方で、(1)イ記載のように小型記憶装置等の紛失など職員の情報セキュリティの意識の欠如を起因とする事案が少なからず発生しており、これまでの情報セキュリティの職員への意識付けは十分とは言えず、意識付けを強化することは裁判所の重要課題の一つであると認識しています。

職員に対して情報セキュリティに関する基本的な理解を促進し、情報セキュリティの重要性を意識付けるためには、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが重要であると考えています。

具体的には、採用時のフレッシュセミナー、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修やミーティング等の機会を利用して情報セキュリティの必要性について理解してもらうとともに、高地家裁の情報化関連業務部署との連携を図りつつ、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検や情報セキュリティ監査等の機会を通じて職員の情報セキュリティに関する意識を高めていきたいと考えています。

永井企画調査部長

予定していましたすべてのテーマについてお話しを伺うことができました。本日は、お忙しい中、長時間にわたり御回答いただきまして、ありがとうございました。

古瀬事務局長

以上を持ちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たりまして、佐藤会長から、御挨拶を申し上げます。

佐藤会長

本日は、お忙しいところ、日本書協のためにおいでいただきまして、ありがとうございます。現在、日本書協は、これまでの活動を見直して、共同実務研究を実施していくなど、さらなる発展を目指しています。事務総局の皆さまには、引き続き、御支援・御厚情を賜らんことをお願いしまして、終わりの挨拶といたします。本日は、ありがとうございました。